

令和 7 年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について（案）

令和 7 年 ● 月 ● 日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、本日、令和 7 年度上半期（令和 7 年 4 月 1 日～9 月 30 日）における主な活動実績について取りまとめましたので、お知らせします。¹

I 個人情報保護法等に関する事務

1. いわゆる 3 年ごと見直し規定に基づく検討

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号。以下「令和 2 年改正法」という。）附則第 10 条の規定（以下「いわゆる 3 年ごと見直し規定」という。）に基づき、個人情報を取り巻く新たな課題に対応するため、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、令和 2 年改正法の施行の状況等も踏まえ、必要な措置の検討を行っている。

令和 7 年 3 月 5 日に、検討中の論点全体について具体的な規律の方向性に関する考え方等を整理した「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を公表し、有識者、経済団体、消費者団体等から募った意見を、同年 4 月 16 日までの間に順次公表した。

また、令和 6 年度に引き続き、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局が事務局を務める「データ利活用制度・システム検討会」におけるデータ利活用制度の在り方の検討に参画し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の見直しに向けた検討の状況や有識者、経済団体、消費者団体等から寄せられた意見の内容等についての説明を行った。これを踏まえて、同検討会において個人情報保護法のアップデートについても議論が行われ、令和 7 年 6 月 13 日には、デジタル行財政改革会議において「全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す」という方針を示した「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」が決定され、当該方針を含む「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定された。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（同日閣議決定）において「個人情報保護法の改正案についても、早期に結論を得て提出を目指す」という方針が示されたほか、「統合イノベーション戦略 2025」（同月 6 日閣議決定）、「規制改革実施計画」（同月 13 日閣議決定）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（同日閣議決定）においても同様の方針が示された（付表 1）。

¹ 本活動実績における法律の条文番号及び条文については、特段の記載がない限り、事象当時の条文番号及び条文を記載している。

2. 有識者やステークホルダーとの継続的な意見交換の場

令和7年3月26日に開催した第319回個人情報保護委員会において、広く各界の有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行い、併せて個人情報保護政策に関し相互理解を促進するとともに、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資するよう、「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催することを決定した。

令和7年度においては、同年4月28日に準備会合を開催し、個人情報保護政策に関する課題や今後の展望などに関する意見交換を行った。同年9月19日に開催した第1回会合では、同年度の大枠のテーマを「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組」とした上で、同年度内に懇談会を2回開催することとし、同日は「事業者等の自主的取組とそれへのインセンティブ」を議題として、意見交換を行った。

3. 行政機関等における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用に関する取組

行政機関等（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）における個人情報等（個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。以下同じ。）の適正な取扱いを確保するため、各主体に対する助言や照会への回答、制度運用に資する情報の提供等、個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用の観点から幅広い支援を行った。

また、地方公共団体の職員の個人情報保護法に関する理解の促進を図るため、各都道府県及び市区町村の個人情報保護制度担当者を対象に、地方公共団体の機関の実務に即した研修を5か所で開催した。

4. 個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンスの策定

委員会では、各府省等の国の行政機関が、個人情報等の取扱いに係る政策を企画立案・実施するに当たり、当該政策目的の実現と個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組むための基本的な視座として、「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」（令和4年5月25日個人情報保護委員会。以下「基本原則」という。）を策定している。

各府省等の担当者が基本原則に沿った企画立案を円滑に実施することができるよう、基本原則の各原則の意味するところや企画立案に当たり留意すべき点に関する具体例を交えた解説、これらを理解するための前提としての民間規律（個人情報保護法第4章 個人情報取扱事業者等の義務等）と公的規律（個人情報保護法第5章 行政機関等の義務等）の違い等をまとめたものとして、令和7年5月28日に開催した第323回個人情報保護委員会において、「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンス」（以下「基本原則ガイダンス」という。）を策定し、各府省等への周知を行った。

5. 個人情報保護法に基づく監視・監督

(1) 個人情報取扱事業者等に対する監督

① 個人データの漏えい等事案に関する報告の処理状況

個人データの漏えい等事案について8,928件の個人情報保護法第26条第1項に基づく報告の処理を行った。このうち、委員会に対する直接報告は6,806件、委任先省庁を経由したものは2,122件であった(付表2)。発生原因としては、病院や薬局における要配慮個人情報を含む書類の誤交付及び紛失のほか、不正アクセス等によるものやクレジットカードの誤送付等が多かった。

漏えい等事案の報告を受けて、事実関係及び再発防止策の確認等を行い、必要に応じて指導等を行った。

② 報告徴収、立入検査、指導・助言、勧告及び命令

報告徴収を11件、立入検査を2件、指導・助言を236件、勧告を2件、命令を1件行った(付表2)。

複数の損害保険会社の保険商品を取り扱う一部の保険代理店(以下「保険代理店」という。)が、損害保険会社から保険契約の締結等の業務を委託されることに伴って取扱いを委託されていた保険契約者の個人データ(契約者氏名、証券番号、保険料等)を、本人の同意なく他の損害保険会社に提供等していた事案(以下「代理店事案」という。)及び損害保険会社から保険代理店に出向している従業員が、出向先の保険代理店が管理する他の損害保険会社の保険契約者に関する個人データ等(契約者氏名、証券番号、保険料等)を、出向先の保険代理店に無断で、かつ、本人の同意を得ることなく、出向元の損害保険会社に送付していた事案(以下「出向者事案」という。)に関し、東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下これらを「損保4社」という。)に対し、令和7年4月30日、個人情報の適正な取得(個人情報保護法第20条第1項)、安全管理措置(個人情報保護法第23条)及び委託先の監督(個人情報保護法第25条)の違反について指導を行い、再発防止策の実施状況について報告等の求めを行った。

また、名簿業者である有限会社ビジネスプランニングに対し、立入検査を実施した結果、同社が、提供先が違法な行為に及ぶ者である可能性を認識しながら個人情報の提供を行っており、特殊詐欺グループからの連絡の可能性にさらされることにより現に平穏な生活を送る個人の権利利益が侵害されている事実が認められたため、同年5月16日、不適正な利用の禁止(個人情報保護法第19条)に違反する個人情報の提供を直ちに中止すること及び不適正な利用の禁止に違反する個人情報の提供を一切行わないよう確実な体制整備を行うことについて緊急命令を行い、第三者提供に係る記録の作成義務(個人情報保護法第29条第1項)の違反について勧告を行うとともに、命令事項及び勧告事項の履行状況の確認のために報告等の求めを行った。

さらに、名簿業者である株式会社中央ビジネスサービスに対し、立入検査を実施した結果、同社が、提供先に個人情報を提供することにより、特殊詐欺グループに個人情報が渡る可能性があることを認識しながら、当該提供先に個人情報の提供を行っており、個人の

権利利益を侵害するおそれが高いことが認められたため、同年9月10日、不適正な利用の禁止（個人情報保護法第19条）に違反する個人情報の提供を確実に中止すること及び不適正な利用の禁止に違反する個人情報の提供を一切行わないよう確実な体制整備を行うことについて勧告を行うとともに、勧告事項の履行状況の確認のために報告等の求めを行った。

③ 外国に所在する事業者への対応

外国に所在する事業者の漏えい等事案への適切な対応を行った。

また、個人情報保護の執行協力の枠組みであるグローバルプライバシー執行ネットワーク（Global Privacy Enforcement Network：G P E N）により開催された定期的な会議に参加し、外国のデータ保護機関による近時の執行の取組等を聴取するとともに、委員会とデータ保護機関との間で執行の協力体制を構築・強化した。

④ 個人情報の取扱い等に関する注意喚起

ア 性犯罪マップに関する情報提供

インターネットメディア及び新聞から性犯罪に関する報道記事を集め、性犯罪の加害者として報道された者に関する個人情報を収集し、要配慮個人情報を不特定多数に公開している性犯罪マップと称するウェブサイト（以下「性犯罪マップ」という。）を運営する「子どもを性犯罪からまもる Amyna プロジェクト」に対し、不適正な利用の禁止（個人情報保護法第19条）及び第三者提供の制限（個人情報保護法第27条第1項）の違反について、令和7年4月3日、性犯罪マップを通じた個人データの第三者への提供を速やかに停止すること等を指導した。また、同月4日現在において性犯罪マップは公開が停止されていることを確認したことを含め、委員会ウェブサイトで性犯罪マップに関する情報提供を行った。

イ 保険代理店における個人情報の取扱いに関する個人情報保護法上の留意点についての注意喚起

代理店事案及び出向者事案における損保4社への指導を踏まえて、令和7年4月30日、保険代理店に対して、第三者に個人データを提供する場合にはその法的根拠を確認し個人情報保護法の規定に違反することのないようにすべきこと、及び出向者による外部への個人データの流出は当該保険代理店における個人データの漏えいに該当するため個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるべきことについて、注意喚起を行った。

ウ 学校における個人情報の漏えい等事案を踏まえた個人情報の取扱いに関する留意点についての注意喚起

学校においては、その業務の性質上、幼児・児童・生徒（以下これらを「生徒」という。）の個人情報が、日常的かつ頻繁に取り扱われる環境にあり、取り扱われる個人情報の項目も、健康診断結果や病歴等の要配慮個人情報、成績や家庭環境に関する情報等、

プライバシー性が高く、仮に悪用された場合にこどもの権利利益に大きな影響を及ぼしかねない個人情報が多くなっており、また、学校現場における、生徒の個人情報に関する漏えい等事案についても、多数の報告を受けている。こうしたことを踏まえ、教育委員会等の各学校の設置者及び教職員に対し、令和7年6月25日、漏えい等事案が発生しやすい状況についての理解の浸透、日常の業務における生徒の個人情報の取扱いやルール及び対策の見直し等に役立つよう、学校現場において発生しやすい個人情報の漏えい等事案に関する原因と再発防止策を示す注意喚起を行った。

(2) 行政機関等に対する監視

① 保有個人情報の漏えい等事案に関する報告の処理状況

保有個人情報の漏えい等事案について1,250件の個人情報保護法第68条第1項に基づく報告の処理を行った。このうち、国の行政機関等による報告は130件、地方公共団体等による報告は1,120件であった(付表3)。発生原因としては、要配慮個人情報を含む書類の紛失、電子メールの誤送信等による誤送付等が多かった。

漏えい等事案の報告を受けて、事実関係及び再発防止策の確認等を行い、必要に応じて指導等を行った。

② 資料提出の求め、実地調査、指導・助言及び勧告

個人情報保護法及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」等の遵守状況を確認するため、令和7年度の実地調査及び立入検査計画に基づき、行政機関等に対する計画的な実地調査を25件実施し(うち22件は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。))に基づく立入検査と一体的に実施)、個人情報の適正な取扱いに関して改善を求める指導及び指導した事項について報告を求める資料提出の求めを行った(付表3)。実地調査を通じ、行政機関等においては、安全管理措置のうち教育研修、監査・点検、委託及び再委託、ログの分析等について、改善を要する事項が認められた(付表4、付表5)。

実地調査以外に、保有個人情報の漏えい等事案の報告の受付等に際し、不備のあった安全管理措置に係る再発防止策の徹底を求めるなどの指導・助言を70件、資料提出の求めを2件行った。

(3) 監視・監督状況(四半期別)の公表

委員会の監視・監督活動について国民に対してより詳しく公表するとともに、個人情報取扱事業者及び行政機関等における適正な個人情報の取扱いに資するよう、四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」を取りまとめた上で公表しており、令和7年9月24日に第1四半期分を公表した。

(4) 関係府省庁等との連携

① 個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会の開催

近年、個人情報取扱事業者及び行政機関等へのサイバー攻撃が個人データ等の漏えい等の大きな要因となっている情勢の中で、データ関係省庁等との連携をより一層強化し、個人情報保護法上求められる各種の安全管理措置として講じ得る方策等について検討・把握するとともに、個人情報取扱事業者及び行政機関等に対する効果的な普及啓発の在り方等を検討する観点から、令和7年6月23日に「第3回個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会」を開催し、委員会における指導案件及び漏えい等報告の状況の説明や、関係機関の取組に係る情報交換等を行った。

② 権限委任先省庁連絡会の開催

個人情報保護法第150条第1項に基づき、対象となる個人情報取扱事業者からの漏えい等報告の受付等に係る権限を委任先省庁へ委任しているところ、委任先省庁において、個人情報保護法に対する理解を深め、適正な監視を確保する観点から、委任先省庁の担当職員を対象とし、令和7年9月26日に「権限委任先省庁連絡会」を開催し、委員会における監視・監督活動や、委任先省庁への依頼事項についての説明等を行った。

6. 個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等

(1) 個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進

① P P Cビジネスサポートデスクの運用

A I・ビッグデータ時代を迎え、個人情報等の活用が一層多岐にわたる中、委員会による相談体制の一層の充実を求める意見に適切に対応する観点から、令和2年度からP P Cビジネスサポートデスクを設置し、事業者が新たに予定しているビジネスにおける個人データの取扱い（第三者提供、委託、共同利用等）や仮名加工情報及び匿名加工情報を用いた新たなビジネス等について、相談に応じている。予約フォームの運用など事業者がアクセスしやすい環境整備にも努めており、金融業・保険業や情報通信業等幅広い業種の事業者からの相談に対して、オンライン面談により個人情報保護法上の留意事項に係る助言等を行った（計12件）。

② デジタル社会形成基本法等に基づく対応

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第39条第8項において準用する同条第4項等の規定に基づき、内閣総理大臣が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を変更する際には、委員会の意見を聴くこととされている。委員会は令和7年6月4日、同計画の変更案に対し、個人情報の適正な取扱いを確保する観点や個人番号その他の特定個人情報等の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずる観点から、同計画に定められた施策を実施するに当たっての留意点等を回答した。

(2) オプトアウト制度に関する取組

個人情報保護法第27条第2項の規定に基づくオプトアウト手続(※)により個人データの第三者提供をしようとする者については、オプトアウト手続を行うこと等の委員会への届出が義務付けられている。令和7年9月30日時点で435件(うち、令和7年度上半期分30件)の届出を受け付け、委員会ウェブサイトで公表している。

(※) 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、個人データを第三者に提供する旨、提供する個人データの項目等を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく第三者に提供することをいう。

(3) 認定個人情報保護団体に関する取組

認定個人情報保護団体(以下「認定団体」という。)に対しては、個々の認定団体が主催する対象事業者等向け説明会に講師派遣(2件)を行ったほか、対象事業者向け実務研修会を4回開催した。令和7年9月30日時点の認定団体数は41団体となっている。これらの認定団体が作成する個人情報保護指針については、委員会ウェブサイトにおいて公表している。

7. 関係府省庁等の多様な関係者との連携

委員会は、個人情報等をめぐる国内外の状況変化等に適時適切に対応するため、基本原則ガイダンスも活用し、関係府省庁等の多様な関係者と政策立案段階から連携して取組を進めており、主に以下の助言等を行った。

(1) データ利活用制度の在り方の検討への参画

内閣官房デジタル行財政改革会議事務局が事務局を務める「データ利活用制度・システム検討会」におけるデータ利活用制度の在り方の検討に当たり、個人情報等の取扱いに係る政策の企画立案・実施の考え方やいわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討状況等の説明を行った。また、本人関与の規律の在り方やガバナンスの在り方等、個人情報保護法の見直しも含めたデータ利活用の促進に係る課題の検討に参画し、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」の策定に寄与した。

(2) こども性暴力防止に向けた取組に対する助言

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)の円滑な施行に向け、必要となる下位法令、ガイドライン等の検討を進めるために開催された「こども性暴力防止法施行準備委員会」及び「こども性暴力防止法施行準備検討会」に参加し、こどもに対する性暴力の防止に係る情報の管理に関し事業者が講ずべき措置等の検討に当たり、制度を所管するこども家庭庁に助言を行った。

Ⅱ マイナンバー法に関する事務

1. マイナンバー法に基づく監督等

(1) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）の所要の改正を令和7年5月30日に行った。

(2) 特定個人情報の漏えい等事案に関する報告の処理状況

特定個人情報の漏えい等事案について206件の処理を行った。このうち、報告対象事態に該当するものは39件であり（付表6）、発生原因としては、事業者におけるウェブサイトやネットワークの脆弱性を突いた不正アクセス事案等が多かった。

漏えい等事案の報告を受けて、事実関係及び再発防止策の確認等を行い、必要に応じて、指導等を行った。

(3) 指導・助言

計画的な立入検査に伴う指導・助言を19件、計画的な立入検査に伴うもの以外の指導・助言を21件行った。

(4) 立入検査の実施状況

マイナンバー法、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の遵守状況や特定個人情報保護評価書に記載された事項の実施状況等を確認するため、令和7年度の実地調査及び立入検査計画に基づき、国の行政機関等及び地方公共団体情報システム機構に対する定期的な立入検査4件を実施（うち3件は個人情報保護法に基づく実地調査と一体的に実施）するとともに、地方公共団体に対しては、選択的に立入検査19件を実施（いずれも個人情報保護法に基づく実地調査と一体的に実施）し、特定個人情報の適正な取扱いに関して改善を求める指導及び指導した事項について報告を求める報告徴収等を行った（付表6）。立入検査を通じ、行政機関等においては、安全管理措置のうち教育研修、監査、ログの分析等について、改善を要する事項が認められた（付表7、付表8）。

(5) 定期的な報告

マイナンバー法第29条の3第2項等の規定に基づき、令和6年度の安全管理措置の実施状況等について、地方公共団体等2,205機関から報告を受け、おおむね必要な措置が講じられていることを確認した。

（６）監視・監督状況（四半期別）の公表

委員会の監視・監督活動について国民に対してより詳しく公表するとともに、事業者及び行政機関等における適正な特定個人情報の取扱いに資するよう、四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」を取りまとめた上で公表しており、令和７年９月２４日に第１四半期分を公表した。

２．特定個人情報保護評価

（１）特定個人情報保護評価書の承認等

評価実施機関である行政機関の長等から４件の全項目評価書の提出を受け、当該行政機関の長等の職員から全項目評価書の概要を聴取する等、内容について審査を行った上で、４件の承認を行った（付表９）。

（２）特定個人情報保護評価指針の３年ごとの再検討

マイナンバー法第２７条第２項において、「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」とされている。

前回、令和６年の再検討に基づく基礎項目評価書の様式改正について、令和８年３月末に経過措置期間が終了することから、基礎項目評価書を公表している全ての評価実施機関を対象に新様式への移行時期に関する意向調査を実施して、十分な検討及び対応を促した。

また、前回の再検討による変更後、令和９年４月におおむね３年を経過することから、保護評価の簡素化とリスク対策の両立に向けて、これまでの特定個人情報保護評価制度の運用状況、評価実施機関からの問合せや意見・要望、特定個人情報の漏えい等の事案、技術の進歩、国際的動向等について、調査を開始した。

３．独自利用事務の情報連携

（１）届出の受付状況

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第１９条第９号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則（平成２８年個人情報保護委員会規則第５号）で定める要件を満たし、情報提供ネットワークシステムを使用して利用特定個人情報の提供を求めることができる事務として、令和８年２月以降の情報連携について１４５の地方公共団体から５１７件の届出があった。これにより、令和８年２月時点で情報連携の対象とされる独自利用事務に係る届出件数は、１,４８９の地方公共団体（都道府県４７、市区町村等１,４４２）からの１３,２８３件となる見込みである。

（２）独自利用事務の情報連携制度の活用促進

情報連携の対象となる独自利用事務の事例については、平成２７年８月６日に委員会の決定を経て公表して以来、地方公共団体からの要望を踏まえて追加してきた。

地方公共団体の要望を踏まえ、令和７年７月２日の第３２７回個人情報保護委員会にお

いて、「犯罪被害者遺族への見舞金の支給に関する事務」及び「災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務（法定事務に係るものを除く。）」の2事例を新たに追加したほか、既存の2件の事例について、給付等の内容が類似している法定事務で照会可能な利用特定個人情報を追加し、これらについて公表した。

また、独自利用事務の情報連携制度の更なる活用の促進に向けて、地方公共団体に対し、当該制度の説明や事例紹介を行うとともに、当該制度の活用開始から1年半程度経過した団体に対し、当該制度の活用状況やその効果に関する調査を実施している。

Ⅲ 国際協力

デジタル社会の進展に伴うデータの流通の増加等に伴い、個人情報を含むデータの円滑な越境流通の重要性が更に増しており、委員会としては、信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust：D F F T）推進のための施策に取り組んでいるほか、各国の法制等の世界潮流の把握、各国当局との連携の強化を進めた（付表10、付表11）。これらは、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、D F F T推進に向けた政府全体の取組の一つとして位置付けられているが、主な取組は以下のとおりであった。

1. 個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築

（1）相互認証の枠組みの更なる発展

平成31年1月23日に発効した、日EU間の相互認証による円滑な個人データ移転を図る枠組み（日本においては、個人情報保護法第28条に基づく外国指定、EUにおいては、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）第45条に基づく十分性認定）について、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）を踏まえた学術研究分野及び公的部門への対象範囲拡大に関する協議をEUと行っている。

本協議について、令和7年4月9日に、大島周平委員と欧州委員会マイケル・マグラー委員（民主主義・司法・法の支配・消費者保護担当）がベルギーにおいて会談を行い、「特に学術研究分野において大きく進展しており、両者は、迅速に妥結させることを視野に入れ、今後数箇月以内に協議を更に進展させていく決意を確認した」旨の共同プレス・ステートメントを発表した。また、この機会に際し、欧州データ保護会議（European Data Protection Board：EDPB）アヌ・タルス議長や欧州データ保護監察機関（European Data Protection Supervisor：EDPS）ヴォイチェフ・ビプロフスキー総裁とも面会し、本協議の早期妥結に向けた理解の醸成を図ったほか、データ保護・プライバシーを取り巻く状況について、執行の観点からの意見交換を行った。

同年9月18日には、手塚悟委員長と欧州委員会マイケル・マグラー委員が日本で会談を行い、「学術研究分野における協議が成功裏に終了したことを歓迎するとともに、公的部門への十分性認定の対象範囲の拡大に関する協議を更に強化することを決定し、この共同作業の進捗を年末までに確認する」旨の共同プレス・ステートメントを発表した。さ

らに、同月 25 日、手塚悟委員長及び大島周平委員が EDPB アヌ・タルス議長と日本で面会し、日 EU 間の相互認証の進展や EDPB 主催「充分性認定国データ保護当局会議」の議題案などについて意見交換を行うとともに、GDPR の簡素化に関する欧州での議論状況について説明を受けた。

くわえて、EU と同様に英国との間でも、令和 6 年 8 月 29 日から、日英間の相互認証の枠組みについて、学術研究分野及び公的部門への対象範囲拡大に関する協議を行っており、令和 7 年 4 月 23 日に、大島周平委員と英国科学・イノベーション・技術省 (Department for Science, Innovation and Technology : DSIT) クリス・ブライアント閣外大臣が英国で会談を行い、「協議が着実に進行していることを歓迎し、拡大後の枠組みが 2026 年春までに実現することを目標として作業を加速させる」旨の共同プレス・ステートメントを発表した。

(2) 国際的な企業認証制度の普及促進

一定の個人情報保護に係る要件を満たしている企業を国際的に認証する制度である越境プライバシールール (Cross-Border Privacy Rules : CBPR) システムについて、我が国を含む有志国及び地域は、令和 4 年 4 月 21 日にグローバル CBPR フォーラムの設立宣言を行った。それ以来、同フォーラムは、より広範囲での個人データの円滑な越境移転を目的として新たな企業認証制度の確立に向けた取組を行い、令和 7 年 6 月 2 日、グローバル CBPR システムの運用を開始し、認証機関による認証の付与が始まった。日本においても、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、同システムの認証機関として承認され、認証の付与を開始している。また、同年 5 月 27 日、グローバル CBPR 認証要件検討小グループに参加し、同システムがグローバルスタンダードとなり得ることを企図して、より多くの国又は地域の参加を可能とすることを目的とする、同システムの個人情報保護に係る要件の見直しに向けた議論に参画した。

(3) グローバルなモデル契約条項 (Model Contractual Clauses : MCC) の導入

令和 7 年 7 月 8 日、シンガポール個人データ保護委員会 (Personal Data Protection Commission : PDPC) より、ASEAN における越境データ移転に用いるモデル契約条項 (ASEAN MCC) の推進に向け、欧州のモデル契約条項とのマッピングやプロモーション活動等の取組を行っている旨聴取するなど、グローバル MCC の導入の実現に向けた取組を継続している。

(4) 個人情報保護を取り巻くリスクへの対応

DDFT を脅かすリスクである無制限なガバメントアクセスに対処するべく、令和 4 年 12 月 14 日に採択された経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development : OECD) 加盟国等による閣僚宣言である「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」について、OECD 加盟国以外においてもグローバルスタンダードとして適用されることを目指す等、OECD において議論や取組を継続している。

また、令和7年5月8日及び9日にスイスで実施された世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）一般理事会に際して開催されたWTO電商週間では、WTO電子商取引に関する共同声明イニシアティブに関する日本の取組として、同宣言の内容等についてWTO加盟国の大使級及び政策官庁担当官に対するプレゼンテーションを行った。

（5）個人情報保護及びプライバシーの分野におけるD F F Tの推進及び具体化の取組

令和7年6月17日から19日にかけて、カナダで開催された第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルに手塚悟委員長が参加し、G7として、D F F Tのより深い理解及びその適用に貢献するため、グローバル規模におけるD F F Tの具体化に向けた手法を探究することや、「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関するOECD宣言」を、非OECD加盟国にも普及・推進していく取組を継続すること等議論し、その内容が盛り込まれたコミュニケを採択した。

また、世界プライバシー会議（Global Privacy Assembly：GPA）（※）内に設置され、データの越境移転等のトピックを扱う「グローバルな枠組みと基準ワーキンググループ」において、D F F Tの推進並びにそれに資するデータ保護原則及びデータ移転メカニズムに係る議論に参画した。

（※） 世界各国の140以上のデータ保護機関が参加するフォーラム。年次総会では、データ保護機関、関連の政府機関や国際機関によるクローズドの協議及び情報交換のほか、事業者及び研究者等も参加するオープンな場での基調講演やパネルディスカッションが行われる。

（6）個別国とのD F F Tに関する関係の強化

令和7年4月8日及び9月2日、英国において、英国の関係機関等との意見交換を行い、関係強化に努めた。また、同年7月8日、シンガポールにおいて、シンガポールPDPCとの間で、D F F Tの推進・協力に係る意見交換を行った。

2. 関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び新たな構築

（1）多国間及び地域間の枠組みにおける協力関係の強化

① 欧州委員会

令和7年4月24日、欧州委員会が主催する「安全なデータ流通に関するハイレベル・ラウンドテーブル」フォローアップ会合に参加し、他法域に影響を及ぼし得るデータ漏えい事案に係る経験共有をテーマとした議論に参画した。

② GPA

令和7年4月以降、GPA内の「国際執行協力ワーキンググループ」等に複数回参加し、最新の国際動向の把握に努めた。また、同年9月16日から19日にかけて、韓国で開催された第47回GPA年次総会に手塚悟委員長等が参加し、パネルディスカッションでは、浅井祐二委員が、D F F Tの具体化に向けた取組として、相互認証や企業認証を取り上げながら、相互運用性拡大に向けた越境移転を図る枠組みの普及促進の重要性について発信するとともに、石井夏生利専門委員が、ターゲティング広告をテーマに日本の個人情報

保護制度等を説明した。

③ APPA

令和7年4月以降、アジア太平洋プライバシー機関（Asia Pacific Privacy Authorities：APPA）フォーラム（※）内の「APPAガバナンス委員会」や「APPA技術ワーキンググループ」等に複数回参加し、最新の国際動向やプライバシー強化技術（Privacy Enhancing Technologies：PETs）等を含む各国の取組状況の把握等努力した。また、同年6月11日及び12日のAPPAフォーラムでは、パネルディスカッションにおいて、浅井祐二委員が、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討の状況について積極的に情報発信するとともに、中湊晃専門委員が、DFFT推進のための委員会の施策について説明した。

（※）アジア太平洋地域のデータ保護機関が協力関係の構築や情報交換を行うことを目的として設置されたフォーラム。定例の会議は年に2回開催される。

④ G7

第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルに手塚悟委員長が参加し、コミュニケ及び「プライバシーの優先による責任あるイノベーションの推進及びこどもの保護」に関する声明の採択に係る議論において、意見発信等、積極的に貢献した。また、米国連邦取引委員会（Federal Trade Commission：FTC）と共同議長を務める執行協力作業部会において、執行事例共有フォーマットの作成を主導している。

⑤ その他機関

令和7年6月3日、英国情報コミッショナーオフィス（Information Commissioner's Office：ICO）が主催する「被十分性認定国ラウンドテーブル」に大島周平委員が参加し、十分性認定の主体である欧州委員会への関与等について議論を行った。

また、同年7月7日及び8日にシンガポールPDPCが主催する「個人情報保護ウィーク 2025 会合」並びにこれを機に同月9日及び10日にプライバシー専門職国際協会（International Association of Privacy Professionals：IAPP）が主催する「IAPPアジア 2025・プライバシーフォーラム」（※）並びに同月9日に Centre for Information Policy Leadership（CIPL）が主催するサイドイベントに参加し、生成AIやPETsに関する各国の取組状況やASEANにおける越境データ移転の促進に関する動向等を聴取した。CIPL主催のサイドイベントでは浅井祐二委員が登壇し、日本におけるAIの安全性及び透明性の確保のための対応について発信した。

同年9月22日には、計7つの国及び地域のデータ保護機関のコミッショナー級を招き、一般社団法人次世代基盤政策研究所と、「信頼性のある自由なデータ流通とデータスペース国際会議」を共催した。会議では手塚悟委員長が登壇し、委員会の国際活動について発信した。

（※）IAPPが主催する会合の中で最大級であり、世界各国のデータ保護機関のみならず産業界からも多くの関係者が参加するカンファレンス。

(2) 二国間及び地域間協力関係の強化及び構築

令和7年6月17日、カナダ（連邦）プライバシーコミッショナーオフィス（Office of the Privacy Commissioner of Canada : O P C）と個人情報保護に関する協力覚書の締結に向けた協議を開始することに合意し、具体的な検討作業に着手した。また、同年9月16日にはフィリピン国家プライバシー委員会（The National Privacy Commission : N P C）と、同月17日には韓国個人情報保護委員会（The Personal Information Protection Commission : P I P C）と会談し、今後の協力の進め方等について意見交換を行った。

3. 国際動向の把握と情報発信

国境を越えて活動する事業者が利用しやすいように、かつ、関係各国及び地域のデータ保護機関等や海外の有識者等の理解が深まるように、委員会が収集した個人情報保護に関する海外の法制度の情報や委員会における取組について、SNS等を活用して国内外に向けて効果的な情報発信を強化している。

IV 個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務

1. 相談受付等

(1) 個人情報保護法関係

個人情報保護法に関する総合的な案内所として、個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度に関する一般的な質問に回答するとともに、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力等を行うための窓口として、個人情報保護法相談ダイヤルを運用している。また、AIを活用したチャットボットサービス（PPC質問チャット）を運用し、個人情報保護法に関する質問に常時対応している。

① 個人情報保護法相談ダイヤル（民間部門）

10,039件の相談を受け付けた（付表12）。

相談内容としては、「個人データの第三者提供」に関する相談が多く寄せられた。具体的には、「外部事業者からの求めに応じて、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを提供したが、これは「漏えい」に該当するのか」等、個人データの第三者提供と漏えいの違いを説明する必要がある事業者からの質問が多かった。当該質問に対しては、「事業者が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供することは「漏えい」に該当しないものの、事業者が個人データを第三者に提供するに当たっては、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があること」、「ただし、法令に基づく場合など一定の場合には、あらかじめ本人の同意を得る必要がないこと」等、個人情報保護法第27条各項の規定を始め、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&Aの事例等を案内し、質問内容に応じて適切な回答を行った。

また、「事業者が「個人情報」を取得するに当たっては、あらかじめ本人の同意を得る必要があるのではないか」といった「個人情報の利用目的」に関する個人からの相談も多く寄せられた。当該相談に対しては、「事業者は、要配慮個人情報を除く個人情報を取得するに当たって、あらかじめ本人の同意を得る必要がないこと」、「ただし、事業者は、個人情報を取得した場合は、原則として、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならないこと」、「書面等により直接本人から個人情報を取得する場合には、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないこと」等、個人情報保護法第 21 条等の規定を案内し、相談内容に応じて適切な助言を行った。

あっせんを行った事案としては、退職後も従業員であるかのように申出者の氏名等が事業者のホームページに掲載されているという苦情の申出について、委員会から当該事業者に対して、個人情報保護法第 35 条第 5 項に基づく保有個人データの利用停止等の規定を説明した結果、当該事業者から委員会に対して、当該事業者のホームページから申出者の氏名等を消去した旨の回答がなされたものがあつた。

② 個人情報保護法相談ダイヤル（公的部門）

1,760 件の相談を受け付けた（付表 13）。

相談主体としては、個人からの相談が多い。

相談内容としては、「保有個人情報の利用及び提供の制限」に関する相談が多く寄せられた。具体的には、「本人の同意を得ていないにもかかわらず、区役所が外部に相談者の保有個人情報を提供したこと」等、地方公共団体が本人の同意を得ることなく保有個人情報を利用又は提供したことに対して不満を訴える個人からの相談が多かった。当該相談に対しては、「行政機関の長等は、原則として、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することが禁止されていること」、「個人情報保護法第 69 条第 2 項各号（第 1 号を除く。）が定める例外規定に基づき保有個人情報を利用し、又は提供する場合には、本人の同意を得る必要がないこと」等、同条の規定を説明し、相談内容に応じて適切な助言を行った。

このほか、「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号の「相当の理由」に該当する事案はどのようなものか」等、同条の解釈を問う地方公共団体からの質問が多かった。当該質問に対しては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」に基づき、質問内容に応じて適切な回答を行った。

（2）マイナンバー法関係

特定個人情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力等を行うための窓口として、マイナンバー苦情あっせん相談窓口を運用している。

777 件の相談を受け付けた（付表 14）。

相談内容としては、「特定個人情報の安全管理措置」に関する相談が多く寄せられた。

具体的には、特定個人情報の廃棄方法や廃棄記録の保存期間を問う事業者からの質問が多かった。当該質問に対しては、廃棄等の具体的な手法の例、「保存期間は、取り扱う情報の種類・量、取り扱う職員の数、点検・監査の頻度等を総合的に勘案し、適切に定めることが重要であること」等、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&Aに基づき、質問内容に応じて適切な回答を行った。

また、「特定個人情報の収集等の制限」に関する相談も多く寄せられた。具体的には、本人確認の際にマイナンバーカードを提示したところ、個人番号が記載されたマイナンバーカードの裏面のコピーを収集されたことに対して不満を訴える個人からの相談が多かった。当該相談に対しては、「マイナンバー法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む特定個人情報を収集してはならず、本人確認のみを目的として個人番号を収集することはマイナンバー法に違反するおそれがあること」を説明し、相談内容に応じて適切な助言を行ったところ、相談者が当該助言を基に自ら事業者と交渉し、解決を図ったという事例もある。

このほか、個人番号の悪用に関する不安を訴える個人からの相談が多かった。当該相談に対しては、「個人番号の利用範囲については、社会保障、税、災害対策その他の行政分野に関する特定の事務に限定されているため、一般的に個人番号が悪用される可能性が低いこと」等、相談内容に応じて適切な助言を行った。

（3）個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況（四半期別）の公表

個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況について国民に対してより詳しく情報提供するとともに、事業者及び行政機関等における適正な個人情報及び特定個人情報の取扱い、相談者と事業者又は行政機関等との間の自主的な苦情の解決に資するよう、四半期ごとに「個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況」を取りまとめた上で公表しており、令和7年8月20日に第1四半期分について公表した。

（4）公益通報者保護法に基づく対応

委員会においては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、通報窓口を設置し、外部の労働者等からの公益通報の受付を行っている。引き続き、受理した公益通報については、通報者に関する秘密を保持した上で、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合は、速やかに必要な措置をとっている。

個人情報保護法に関する公益通報については14件受理した。また、マイナンバー法に関する公益通報については受理したものなかった。

2. 広報・啓発

(1) 個人情報保護法関係

① 説明会等への講師派遣等

事業者等に対して個人情報保護制度を周知するため、オンライン形式を含め、事業者団体、事業者、行政機関等が主催する説明会（令和7年9月30日時点で計91回、約13,400名参加）への講師派遣等を行った。説明会では、パンフレット、動画コンテンツ等も活用し、個人情報保護制度の的確な周知を図った。

② こども向けの啓発（出前授業等）

小学生を主な対象として作成した、SNS等利用時における個人情報の適正な取扱い方を学ぶことができる動画「取扱注意！みんなの大切な個人情報～SNS・オンラインゲーム編～」及びハンドブック「みんなの大切な個人情報」等を用いて、個人情報保護の大切さを伝える出前授業（令和7年9月30日時点で計38回、約4,600名参加）を実施した。出前授業では授業後に確認テストを実施し、学習内容の定着を図った。

また、こどもたちの体験活動の機会とするとともに、委員会の施策に対する理解を深めてもらうため、8月6日及び7日に「こども霞が関見学デー」を開催し、個人情報についてこどもが楽しく学べるよう、委員会の仕事の体験プログラム、個人情報に関する動画やクイズを交えた参加型講座等を実施した（約150名参加）。

③ 個人情報を考える週間

委員会が参加しているAPPAにおいて取り組むこととされているPrivacy Awareness Weekについて、令和7年5月26日から6月1日にかけての期間を「個人情報を考える週間」として設定し、個人情報の重要性等について広く国民に対し広報活動を行った。

具体的には、全国の地方公共団体における啓発ポスターの掲示、駅構内や電車内、空港等におけるデジタルサイネージ広告の放映及びSNSにおけるインターネット広告の表示による情報発信等を行った。

また、委員会ウェブサイト「個人情報を考える週間」の特設ページを設け、個人情報保護のリテラシー向上を目的とした動画の掲載等を行った。

④ 委員会ウェブサイトを通じた情報発信

委員会ウェブサイトにおいて、開催した委員会に関する資料、報道発表情報等について、トップページの新着情報欄や「TOPICS」欄におけるリンク先のページに新たなコンテンツを掲載すること等によって積極的かつ効果的に情報発信を行った。

⑤ 委員会公式SNSを通じた情報発信

XやYouTubeチャンネルなどの委員会公式SNSを通じて、委員会の認知度向上や、委員会の活動及び個人情報保護制度に対する理解醸成のための情報発信を行った。具体的には、委員会公式Xで委員会ウェブサイトに掲載された新着情報や、委員長・委員の国際

会議等への出席等の活動情報を発信したほか、委員会公式 YouTube チャンネルでは、「こじょにゃん」を始めとするこども向け広報キャラクター「こーじょ一部」を活用した動画を新たに掲載した（委員会公式 YouTube チャンネルにおいて、令和 7 年 9 月 30 日時点で 65 本の動画を掲載中）。

（２）マイナンバー法関係

行政機関等の職員向けに特定個人情報の適正な取扱いの確保や安全管理措置の再確認を促すこと等を目的としたオンライン研修を行った。

また、地方公共団体情報システム機構が委員会との共催により実施している「マイナンバー利用事務・関係事務担当者のための個人情報保護セミナー」において、研修動画の配信を行っている。

３．ＤＸの推進

社会を取り巻く環境の変化に対応していくために、委員会における業務の付加価値生産性や持続可能性を向上させるべく、令和 7 年 5 月に専担の人員を配置してＤＸ推進のための体制を強化した。その上で、事務局職員に向けた業務改善に役立つ情報の定期配信やＤＸ課題への対応を行うほか、新たな課題の発掘や新技術の導入検討も進めている。

付表 活動実績

1. 政府方針における個人情報保護委員会関連の記述（抜粋）

統合イノベーション戦略 2025（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）
2. 第 6 期基本計画の総仕上げとしての取組の加速 （1）先端科学技術の戦略的な推進 ① 重要分野の戦略的な推進 （A I 活用の推進） ・ 統計作成等と整理できる A I 開発等における本人同意の在り方や、課徴金等による規律遵守の実効性確保等について検討し、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」の改正案を早期に提出する。
経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 （2）DX の推進 （デジタル行財政改革） 急激な人口減少に対応するため、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービスの維持・強化と地域経済活性化を進め、社会変革を実現するため「デジタル行財政改革取りまとめ 2025」に基づき取組を実行する。国民生活に密着し社会・経済的な重要性が高い分野（教育、子育て、医療、介護、モビリティ、インフラ、防災等）について、利用者起点で規制・制度の見直しやデジタル活用を進めるとともに、国・地方の共通基盤の整備を推進する。「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき取組を加速し、データと A I の好循環を確立するとともに、横断的な法制度について官民データ活用推進基本法の抜本的改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す。これを下支えする個人情報保護法の改正案についても、早期に結論を得て提出を目指す。
規制改革実施計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
II 実施事項 3. 投資大国 （1）健康・医療・介護 2 医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備 b 個人情報保護委員会は、個人情報保護法が、いわゆる「一般法」として、医療等データを含めた個人情報の適正な取扱いを通じ個人の権利利益の保護を図ってきたが、情報通信技術の進展、国際動向、利活用の実態等を踏まえて、同法を不断に見直す必要があることを踏まえ、以下の事項を検討し、結論を得次第、速やかに同法の改正法案を国会に提出する。 ・ 同法における、①統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人同意の在り方、②公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方、③病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方を含む、本人からの同意取得規制の在り方と必要なガバナンスの在り方。 ・ 同法の確実な遵守を担保するため、必要とされる事後的な規律を一体的に整備し、全体としてバランスの取れた法制度とすること。

Ⅲ. 投資立国の実現

3. GX・DXの着実な推進

(2) DX

⑤ データ利活用の推進

データ駆動社会を実現するため、欧米の制度も踏まえつつ、また、プライバシーや知的財産保護、安全保障といった観点にも留意し、横断的な法制度の在り方、個人情報保護法のアップデートの在り方、デジタル公共財の整備について 6 月に基本的方針をまとめる。また、横断的な法制度については、官民データ活用推進基本法の抜本的な改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会に法案を提出することを目指す。これを下支えする個人情報保護法の改正案についても、早期に結論を得て提出することを目指す。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）

第2 重点政策一覧

○ [No. 2-8] 個人情報保護法の見直し等

- ・ 情報通信技術の急速な進展や国際的動向等を踏まえ、同意規制を含めた本人関与の在り方等の見直しとあわせ、適切な事後的規律を一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。
- ・ また、時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動向等について今後ともの確に把握していくため、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、「個人情報保護政策に関する懇談会」を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行う。

具体的な目標：

- ・ 同意規制を含めた本人関与の在り方等の見直しとあわせ、適切な事後的規律を一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。
- ・ 「個人情報保護政策に関する懇談会」の開催を通じて、デジタル社会の進展やAIの急速な普及を始めとした技術革新、技術の社会実装に関する動向、国内外における個人情報の保護・利活用に関する動向等を的確に把握する。

○ [No. 3-13] 信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる環境の構築

- ・ 相互認証の枠組みについて、EU 及び英国それぞれと進行中の、対象範囲を学術研究分野及び公的部門へ拡大する協議を迅速に終了させ、2025 年度中の発効を目指す。また、2025 年度中に新たな国・地域との相互認証に向けた協議を開始する。
- ・ グローバル越境プライバシールール（CBPR）について、アウトリーチ活動や認証基準の充実等を通じ、関係国及び地域、並びに国内外の認証企業数のより一層の拡大に向けた取組を継続するほか、2025 年度中に国内認証企業数の増加に向けた情報収集を実施し、必要な措置を検討する。

- ・ グローバルなモデル契約条項（MCC）について、引き続き、有志国・地域と意見交換を実施し、2025 年度中に共同調査を開始する等、段階を踏みながら、グローバル規模で相互運用性のあるモデル契約条項の実現に向けた取組を進める。

具体的な目標：

相互認証の枠組みの更なる発展のため、2025 年度中に日 EU 及び日英それぞれの相互認証の枠組みの拡大を完了させ、新たな国・地域との相互認証に向けた協議を開始。国際的な企業認証制度の普及促進のため、2025 年度中にグローバル CBPR の認証企業数 90 社。グローバルなモデル契約条項の実現に向けた取組に向け、有志国・地域と意見交換を実施し、2025 年度中に共同調査を開始。

第5 データ利活用制度の在り方に関する基本方針

3. データ利活用のための環境整備及び当面の分野横断的な改革事項

（4）信頼性の高いデジタル空間の構築

④ データ利活用の前提としての個人情報の適正な取扱いの確保

- （前略）データ処理が高度化・複雑化することでその実態が本人からも見えにくくなること等を踏まえ、個人が安心してデータを提供できる制度とその運用に対する「信頼」が醸成されるよう、個人情報保護法の確実な遵守を担保するため、適切な事後的規律を上記見直しと一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、個人の信頼を確保するとともに実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。
- 時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動向等について今後とも的確に把握していくため、個人情報保護委員会において、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、「個人情報保護政策に関する懇談会」を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行う。
- 各府省庁は、その所管分野において、社会的課題の解決や行政事務の効率化等の観点から、個人情報を含めた多様なデータの利活用に関する政策を企画立案・実施する際には、「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」（2022 年 5 月 25 日個人情報保護委員会。以下「基本原則」という。）を引き続き踏まえるとともに、個人情報保護委員会においては、新たに作成した基本原則を解説したガイダンスも活用し、各府省庁に適切な助言を行うことにより、各府省庁との連携を強化する。

2. 個人情報保護法に基づく個人情報取扱事業者等に対する監督

対応事項	件数等					
個人データの漏えい等事案の報告の処理	8,928件【7,735件】（※1） 〔参考〕任意の報告等：1,163件（※2） （内訳） 委員会直接受付分：6,806件【5,212件】 委任先省庁経由分：2,122件【2,523件】					
	報告義務該当事由の内訳（※3）	要配慮個人情報を含む	財産的被害が生じるおそれ	不正の目的をもって行われたおそれ	本人数1000人超	
	件数 （割合）	8,928件 （100%）	5,548件 （62.1%）	1,821件 （20.4%）	1,896件 （21.2%）	473件 （5.3%）
報告徴収	11件【61件】					
立入検査	2件【2件】（※4）					
指導及び助言	236件【203件】					
勧告	2件【0件】					
命令	1件【0件】					

（※1）法令上報告が義務付けられているものを計上している。

（※2）法令上報告が義務付けられていないものの任意に報告がなされたものや、速報提出後に法令上の報告義務対象ではないことが明らかになったもの等を計上している。

（※3）1つの事案で複数の報告義務要件に該当する場合には全て計上しているため、「報告義務該当事由」欄の件数は合計件数を超えることがある。同様に、「報告義務該当事由」欄の割合合計が100%を超えることがある。

（※4）立入検査の実施件数は、立入検査開始日を基準として計上している。

（注）各欄における【 】内は令和6年度上半期の実績。

3. 個人情報保護法に基づく行政機関等に対する監視

対応事項	件数等							
保有個人情報 の漏えい等事 案の報告 の処理	1,250件【901件】（※1） 〔参考〕任意の報告等：233件（※2） （内訳） 国の行政機関等：130件【89件】 〔参考〕任意の報告等：31件 地方公共団体等：1,120件【812件】 〔参考〕任意の報告等：202件							
	報告義務該当事由の内訳（※3）		要配慮個人 情報を含む	財産的被害 が生じるお それ	不正の目的 をもって行 われたおそ れ	本人数 100人超	条例要配慮 個人情報を含 む	
	件数 （割合）	内訳	合計件数	854件	16件	264件	375件	0件
		国の行政 機関等	130件 （100%）	76件 （58.5%）	1件 （0.8%）	25件 （19.2%）	43件 （33.1%）	-
地方公 共団体等		1,120件 （100%）	778件 （69.5%）	15件 （1.3%）	239件 （21.3%）	332件 （29.6%）	0件 （0%）	
資料提出 の求め	27件【135件】（※4） （内訳） 国の行政機関等：4件【8件】 地方公共団体等：23件【127件】							
実地調査 等	25件【32件】（※5） （内訳） 国の行政機関等：4件【7件】 地方公共団体等：21件【25件】							
指導及び 助言	95件【93件】（※4） （内訳） 国の行政機関等：13件【12件】 地方公共団体等：82件【81件】							
勧告	0件【0件】							
勧告に基 づいてと った措置 について の報告の 要求	0件【0件】							

（※1）法令上報告が義務付けられているものを計上している。

（※2）法令上報告が義務付けられていないものの任意に報告がなされたものや、速報提出後に法令上の報告義務対象ではないことが明らかになったもの等を計上している。

（※3）1つの事案で複数の報告義務要件に該当する場合には全て計上しているため、「報告義務該当事由」欄の件数は合計件数を超えることがある。同様に、「報告義務該当事由」欄の割合合計が100%を超えることがある。

（※4）資料提出の求め並びに指導及び助言の実施件数は、計画的に行われた実地調査等に伴うものも含み、計画的に行われた実地調査等に伴うものについては当該実地調査等の開始日を基準として計上している。

（※5）実地調査等の実施件数は、計画的に行われたものを含み、実地調査等開始日を基準として計上している。

（注）各欄における【 】内は令和6年度上半期の実績。

4. 個人情報保護法に基づき計画的に行われた実地調査等の結果（調査等項目別）

＜各調査等項目において不備事項が認められた割合＞

（実地調査先数 国の行政機関等：4、地方公共団体等：21）

調査等項目	国の行政機関等	地方公共団体等	安全管理措置等の種類
規程の整備状況	50%(2) 【57% (4)】	48%(10) 【44% (11)】	組織的安全管理措置
組織体制の整備状況	0%(0) 【14% (1)】	57%(12) 【20% (5)】	組織的安全管理措置
漏えい等事案等発生時等の対応体制	0%(0) 【14% (1)】	33%(7) 【20% (5)】	組織的安全管理措置
教育研修	0%(0) 【71% (5)】	90%(19) 【92% (23)】	人的安全管理措置
監査・点検	0%(0) 【57% (4)】	100%(21) 【80% (20)】	組織的安全管理措置
委託及び再委託	25%(1) 【86% (6)】	81%(17) 【48% (12)】	その他 (委託及び再委託を含む)
書類の保管及び廃棄	25%(1) 【29% (2)】	67%(14) 【24% (6)】	物理的安全管理措置
漏えい等の防止及び外部からの不正アクセスの防止	0%(0) 【0% (0)】	0%(0) 【8% (2)】	技術的安全管理措置
電子媒体の管理及び使用	25%(1) 【29% (2)】	48%(10) 【40% (10)】	物理的安全管理措置
アカウント及びアクセス権の管理	25%(1) 【14% (1)】	52%(11) 【56% (14)】	技術的安全管理措置
端末及びサーバの管理	0%(0) 【29% (2)】	62%(13) 【32% (8)】	物理的安全管理措置
ログの分析	25%(1) 【86% (6)】	90%(19) 【88% (22)】	技術的安全管理措置
その他	50%(2) 【14% (1)】	38%(8) 【4% (1)】	その他

（注1）（ ）内は不備事項が認められた実地調査等の先数を計上している。

（注2）各欄における【 】内は令和6年度上半期の実績。

5. 個人情報保護法に基づき計画的に行われた実地調査の結果（実地調査先別）

＜実地調査先ごとの不備項目の件数＞

実地調査先	安全管理措置等の不備項目の件数				
	組織的安全 管理措置	人的安全 管理措置	物理的安全 管理措置	技術的安全 管理措置	その他 (委託及び再委託を含む)
厚生労働省（労働基準局）	0	0	1	0	1
厚生労働省（年金局）及び日本年金機構	1	0	0	0	1
勤労者退職金共済機構	0	0	0	1	0
国際協力機構	1	0	1	1	1
岩手県八幡平市	4	1	3	1	2
茨城県水戸市	1	0	0	1	1
茨城県笠間市	2	1	1	0	1
茨城県笠間市教育委員会	2	1	1	2	2
群馬県桐生市	3	1	3	2	1
群馬県太田市	4	1	2	1	2
群馬県みどり市	4	1	1	1	2
埼玉県狭山市	2	1	2	2	1
埼玉県蕨市	1	1	3	2	2
埼玉県富士見市	3	1	1	2	1
千葉県浦安市	2	1	2	2	1
千葉県浦安市教育委員会	2	1	2	2	1
山梨県都留市	2	1	1	1	1
山梨県大月市	2	1	0	1	2
山梨県上野原市	3	1	0	1	1
静岡県御殿場市	2	1	3	2	1
静岡県伊豆市	3	1	3	1	1
静岡県伊豆の国市	4	1	2	2	2
愛知県常滑市	2	0	2	1	0
愛知県尾張旭市	1	1	2	1	0
愛知県長久手市	1	1	3	2	0

6. マイナンバー法に基づく監督等

対応事項	件数等						
特定個人情報 の漏えい等事 案の報告 の処理	206件【136件】 （うち「報告対象事態」（※１）に該当：39件【41件】） （内訳） 国の行政機関等 ： 12件【7件】 （うち「報告対象事態」に該当：0件【0件】） 地方公共団体等 ： 67件【57件】 （うち「報告対象事態」に該当：2件【7件】） 事業者 ： 127件【72件】 （うち「報告対象事態」に該当：37件【34件】）						
	報告対象事態該当事由の 内訳（※２）			情報提供ネッ トワークシス テム等上の情 報（※３）	不正の目的を もって行われ たおそれ	不特定多数 の者に関覧 されたおそ れ	本人数100人超
	件数 （割合）	内訳	合計件数	0件	35件	0件	29件
		国の行政機関等	0件 （100%）	0件 （0.0%）	0件 （0.0%）	0件 （0.0%）	0件 （0.0%）
		地方公共団体等	2件 （100%）	0件 （0.0%）	1件 （50.0%）	0件 （0.0%）	1件 （50.0%）
事業者		37件 （100%）	0件 （0.0%）	34件 （91.9%）	0件 （0.0%）	28件 （75.7%）	
報告徴収	19件【25件】（※４）						
立入検査	23件【26件】（※５） （内訳） 国の行政機関等及び地方公共団体情報システム機構 ： 4件【3件】 地方公共団体等 ： 19件【23件】 事業者 ： 0件【0件】						
指導及び 助言	40件【37件】（※４）						

(※1)「報告対象事態」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号。以下「漏えい等報告規則」という。)第2条各号(ただし、令和3年度以前に発生した事案については、令和3年個人情報保護委員会規則第2号による改正前の漏えい等報告規則第2条各号)に掲げる事態である。

(※2)1つの事案で複数の報告対象事態に該当する場合には全ての該当事由に計上しているため、「報告対象事態該当事由の内訳」記載の合計件数は、「特定個人情報の漏えい等事案の報告の処理」欄記載の報告対象事態の件数を超えることがある。

(※3)情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報や個人番号利用事務を処理するために利用する情報システムにおいて管理される特定個人情報等の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を指す。

(※4)報告徴収並びに指導及び助言の実施件数は、計画的に行われた立入検査に伴うものも含み、計画的に行われた立入検査に伴うものは当該立入検査開始日を基準として計上している。

(※5)立入検査の実施件数は、立入検査開始日を基準として計上している。

(注)各欄における【 】内は令和6年度上半期の実績。

7. マイナンバー法に基づき計画的に行われた立入検査の結果（検査項目別）

＜各検査項目において不備事項が認められた割合＞

（立入検査先数 国の行政機関等：4、地方公共団体等：19）

検査項目	国の行政機関等	地方公共団体等	安全管理措置等の種類
規程の整備状況	0%(0) 【33%（1）】	47%(9) 【30%（7）】	組織的安全管理措置
組織体制の整備状況	0%(0) 【33%（1）】	47%(9) 【30%（7）】	組織的安全管理措置
漏えい等事案等発生時等の対応体制	0%(0) 【0%（0）】	37%(7) 【17%（4）】	組織的安全管理措置
教育研修	0%(0) 【33%（1）】	84%(16) 【83%（19）】	人的安全管理措置
監査	0%(0) 【0%（0）】	95%(18) 【70%（16）】	組織的安全管理措置
委託及び再委託	0%(0) 【0%（0）】	74%(14) 【26%（6）】	その他 （委託及び再委託を含む）
書類の保管及び廃棄	0%(0) 【67%（2）】	42%(8) 【13%（3）】	物理的安全管理措置
漏えい等の防止及び外部からの不正アクセスの防止	0%(0) 【0%（0）】	0%(0) 【4%（1）】	技術的安全管理措置
電子媒体の管理及び使用	0%(0) 【0%（0）】	5%(1) 【26%（6）】	物理的安全管理措置
アカウント及びアクセス権の管理	0%(0) 【0%（0）】	42%(8) 【43%（10）】	技術的安全管理措置
端末及びサーバの管理	0%(0) 【0%（0）】	63%(12) 【30%（7）】	物理的安全管理措置
ログの分析	0%(0) 【0%（0）】	89%(17) 【87%（20）】	技術的安全管理措置
その他	0%(0) 【0%（0）】	47%(9) 【22%（5）】	その他

（注1）（ ）内は不備事項が認められた立入検査の先数を計上している。

（注2）各欄における【 】内は令和6年度上半期の実績。

8. マイナンバー法に基づき計画的に行われた立入検査の結果（立入検査先別）

＜立入検査先ごとの不備項目の件数＞

立入検査先	安全管理措置等の不備項目の件数				
	組織的安全 管理措置	人的安全 管理措置	物理的安全 管理措置	技術的安全 管理措置	その他 (委託及び再委託を含む)
厚生労働省（労働基準局）	0	0	0	0	0
厚生労働省（年金局）及び日本年金機構	0	0	0	0	0
勤労者退職金共済機構	0	0	0	0	0
地方公共団体情報システム機構	0	0	0	0	0
岩手県八幡平市	3	0	2	1	2
茨城県水戸市	2	0	0	1	1
茨城県笠間市	1	1	1	0	2
群馬県桐生市	3	1	2	2	1
群馬県太田市	4	1	1	1	2
群馬県みどり市	4	1	1	1	2
埼玉県狭山市	3	1	1	2	2
埼玉県蕨市	3	1	1	1	2
埼玉県富士見市	2	1	0	2	1
千葉県浦安市	1	1	2	1	0
山梨県都留市	0	1	0	1	1
山梨県大月市	1	1	0	2	2
山梨県上野原市	3	1	0	1	2
静岡県御殿場市	3	1	3	2	1
静岡県伊豆市	2	1	2	1	1
静岡県伊豆の国市	4	1	2	2	1
愛知県常滑市	1	0	1	1	0
愛知県尾張旭市	1	1	1	1	0
愛知県長久手市	2	1	1	2	0

9. 特定個人情報保護評価書の承認日

評価実施機関	評価書名	委員会 承認日
厚生労働大臣	労働安全衛生法による免許に関する事務 全項目評価書	4月30日
国税庁長官	国税関係事務 全項目評価書	5月28日
関東百貨店健康保険 組合	関東百貨店健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全 項目評価書	7月16日
国土交通大臣	給水装置工事主任技術者免状の交付に関する事務 全項目評価書	7月30日

(注) 令和6年度上半期における承認実績は3件。

10. 主な国際会議への参加

国際会議名	開催月
第12回OECDデジタル政策委員会データガバナンス・プライバシー作業部会	4月
APPA技術ワーキンググループ(計2回)	4月、8月
APPAガバナンス委員会(計6回)	4月、5月、6月、 7月、8月、9月
第95回OECDデジタル政策委員会	4月
欧州委員会主催「安全なデータ流通に関するハイレベル・ラウンドテーブル」フォローアップ会合	4月
日・アラブ首長国連邦(United Arab Emirates: UAE) 経済連携協定(Economic Partnership Agreement: EPA) 交渉会合(計3回)	4月、6月、7月
G7データ保護・プライバシー機関先端技術作業部会(計2回)	5月、9月
WTO電子商取引に関する共同声明イニシアティブワークショップ	5月
GPA エドテックにおけるデータガバナンスに関する会合	5月
G7データ保護・プライバシー機関DFFT作業部会(計2回)	5月、9月
グローバルCBPRフォーラム総会(計5回)	5月(2回)、6月、 8月、9月
GPAプログラムアドバイザーコミッティ(計2回)	5月、6月
G7データ保護・プライバシー機関執行協力作業部会(計2回)	5月、9月
GPA国際年齢認証作業部会(計2回)	5月、6月
CBPR認証機関会合	5月
GPAグローバルな枠組みと基準ワーキンググループ	5月
グローバルCBPR認証要件検討小グループ	5月
グローバルCBPRワークショップ	5月
日バングラデシュEPA交渉会合(計4回)	5月、7月、8月、9月
英国ICO主催被十分性認定国ラウンドテーブル(計2回)	6月、9月
G7データ保護・プライバシー機関ドラフティンググループ	6月
第63回APPAフォーラム	6月
GPA DFFTに関するウェビナー	6月
OECD PETS専門家ワークショップ	6月
OECD PETSとAIに関するハイレベル・ラウンドテーブル	6月
第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル	6月
2025 カナダOPCプライバシーシンポジウム	6月
個人情報保護ウィーク 2025 会合	7月
C IPLサイドイベント	7月
I APPアジア 2025・プライバシーフォーラム	7月
第51回APECデータ・プライバシーサブグループ	7月
2025年第2回APECデジタル経済運営グループ	7月

日・湾岸協力理事会（Gulf Cooperation Council : G C C） E P A交渉会合	7月
G P A国際執行協力ワーキンググループ	9月
第 47 回G P A年次総会	9月
次世代基盤政策研究所主催・個人情報保護委員会共催 信頼性のある自由なデータ流通とデータスペース国際会議	9月

11. 外国機関等との対話実績

対話の相手等	開催月
欧州委員会司法・消費者総局との対話(計6回)	4月(2回)、6月、 7月、9月(2回)
EDPB議長との会談(計4回)	4月、6月、 9月(2回)
EDPS総裁との会談(計2回)	4月、9月
欧州委員会委員との会談(計2回)	4月、9月
英国DSIT閣外大臣との会談	4月
英国DSITとの対話(計3回)	4月(2回)、9月
カナダOPCとの対話(計3回)	4月、6月、9月
フランス共和国データ保護機関(Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés: CNIL)委員長との会談(計2回)	6月、9月
韓国PIPC委員長との会談(計2回)	6月、9月
米国FTC委員との会談(計2回)	6月、9月
カナダOPC委員との会談(計2回)	6月、9月
英国ICO委員との会談(計2回)	6月、9月
イタリア共和国個人データ保護当局(Garante per la protezione dei dati personali: GPD)副委員長との会談	6月
ドイツ連邦データ保護・情報自由監察官(Die Bundesbeauftragte für den Datenschutz und die Informationsfreiheit: BfDI)副委員との会談	6月
EDPS事務局長との対話	6月
デジタル規制協力に関する国際ネットワーク(International Network for Digital Regulation Cooperation: INDRC)との対話	6月
シンガポールPDPCとの対話	6月
米国FTCとの対話	6月
シンガポールPDPC副委員との会談(計3回)	7月、9月(2回)
東アジア・アセアン経済研究センター(Economic Research Institute for ASEAN and East Asia: ERIA)事務総長との会談	7月
OECD経済開発検討委員会(Economic and Development Review Committee: EDRC)対日審査構造ミッションに向けたヒアリング	7月
英国ICOとの対話(2回)	9月(2回)
フィリピンNPC委員長との会談	9月
シンガポールPDPC委員との会談	9月
スイス連邦データ保護情報委員(Federal Data Protection and Information Commissioner: FDPIC)委員との会談	9月
アルゼンチン公開情報アクセス庁(Agency for Access to Public Information: AAIP)長官との会談	9月
ドイツBfDIとの対話	9月

12. 個人情報保護法相談ダイヤル（民間部門）における受付件数

分類	件数	相談主体別			問合せ内容上位５項目（※４） （１件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。）					
		事業者	個人	その他 （※３）	第三者提供	利用目的	開示等	安全管理措置	漏えい等の報告等	
苦情 （※１）	3, 900 【3, 564】	34 【28】	3, 860 【3, 526】	6 【10】	第三者提供 1, 278 【1, 150】	利用目的 1, 230 【1, 148】	開示等 633 【550】	安全管理措置 440 【241】	漏えい等の報告等 416 【429】	
	苦情の合計のうち、あっせん申出受付の件数は10 件【15 件】。									
	質問	5, 611 【6, 190】	4, 715 【5, 103】	380 【457】	516 【630】	第三者提供 1, 683 【1, 997】	漏えい等の報告等 1, 569 【1, 354】	利用目的 952 【1, 020】	定義 947 【1, 073】	安全管理措置 523 【423】
その他 （※２）		528 【625】	51 【98】	472 【510】	5 【17】	委員会 2 【2】	第三者提供 2 【〇】	監督 1 【〇】	－ － 【－】	－ － 【－】
		総件数	10, 039 【10, 379】	4, 800 【5, 229】	4, 712 【4, 493】	527 【657】	第三者提供 2, 963 【3, 147】	利用目的 2, 182 【2, 171】	漏えい等の報告等 1, 985 【1, 785】	定義 1, 091 【1, 159】

（※1）事業者における個人情報の不適正な取扱い等に関する情報提供を含む。

（※2）個人情報保護制度に関する要望、個人情報保護法以外の問合せ等をいう。

（※3）行政機関、地方公共団体、弁護士その他からの相談をいう。

（※4）上段は問合せ内容の項目、下段は当該項目に関する問合せ件数を示す。

（注）各欄における【 】内は令和6年度上半期の実績。

13. 個人情報保護法相談ダイヤル（公的部門）における受付件数

分類	件数	相談主体別			問合せ内容上位5項目（※4） （1件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。）				
		事業者	個人	その他 （※3）					
苦情 （※1）	767 【665】	15 【19】	748 【639】	4 【7】	利用及び提供の制限	開示等	漏えい等の報告等	保有の制限等	安全管理措置
					354 【310】	133 【151】	70 【47】	66 【84】	45 【83】
質問	742 【689】	56 【83】	110 【168】	576 【438】	利用及び提供の制限	開示等	漏えい等の報告等	定義	第三者提供
					188 【187】	145 【163】	145 【94】	119 【103】	42 【-（※5）】
その他 （※2）	251 【251】	1 【8】	228 【232】	22 【11】	漏えい等の報告等	案内所の整備	利用及び提供の制限	定義	開示等
					3 【0】	3 【-（※6）】	2 【4】	1 【2】	1 【1】
総件数	1,760 【1,605】	72 【110】	1,086 【1,039】	602 【456】	利用及び提供の制限	開示等	漏えい等の報告等	定義	保有の制限等
					544 【501】	279 【315】	218 【141】	155 【146】	103 【132】

（※1）行政機関等における個人情報の不適正な取扱い等に関する情報提供を含む。

（※2）個人情報保護制度に関する要望、個人情報保護法以外の問合せ等をいう。

（※3）行政機関、地方公共団体、弁護士その他からの相談をいう。

（※4）上段は問合せ内容の項目、下段は当該項目に関する問合せ件数を示す。

（※5）「第三者提供」に関する質問について、令和6年度上半期においては「その他」に関する質問の一部としていたため集計していない。

（※6）「案内所の整備」に関する相談について、令和6年度上半期においては「その他」に関する相談の一部としていたため集計していない。

（注）各欄における【 】内は令和6年度上半期の実績。

14. マイナンバー苦情あつせん相談窓口における受付件数

分類	件数	相談主体別			問合せ内容上位5項目（※4） （1件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。）				
		事業者	個人	その他 （※3）	収集等の制限	安全管理措置	提供の要求等	漏えい等に関する報告等	提供の制限等
苦情 （※1）	65 【92】	0 【1】	65 【91】	0 【0】	16 【25】	14 【11】	14 【3】	9 【46】	4 【2】
	苦情の合計のうち、あつせん申出受付の件数は0件【10件】。								
質問	446 【343】	300 【242】	44 【39】	102 【62】	安全管理措置 122 【155】	提供の制限等 69 【51】	収集等の制限 60 【10】	漏えい等に関する報告等 56 【32】	その他 54 【16】
	266 【275】	17 【25】	238 【237】	11 【13】	行政機関等における苦情処理 265 【260】	1 【15】	— 【—】	— 【—】	— 【—】
その他 （※2）					その他 265 【260】	1 【15】	— 【—】	— 【—】	— 【—】
総件数	777 【710】	317 【268】	347 【367】	113 【75】	安全管理措置 321 【276】	提供の制限等 136 【166】	収集等の制限 76 【35】	提供の制限等 73 【53】	漏えい等に関する報告等 65 【78】
					その他 321 【276】	安全管理措置 136 【166】	収集等の制限 76 【35】	提供の制限等 73 【53】	漏えい等に関する報告等 65 【78】

（※1）事業者等における特定個人情報の不適正な取扱い等に関する情報提供を含む。

（※2）マイナンバー法又はマイナンバー制度に関する意見で他機関を紹介しているものを含む。

（※3）行政機関、地方公共団体、弁護士その他からの相談をいう。

（※4）上段は問合せ内容の項目、下段は当該項目に関する問合せ件数を示す。

（注）各欄における【 】内は令和6年度上半期の実績。